



2025 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 光 世 証 券 株 式 会 社
代表者名 取 締 役 社 長 巽 大 介
(コード：8617 東証スタンダード)
問合せ先 管理グループ部長 向 瀬 正 生
(TEL. 06-6209-0820)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2025 年 6 月 26 日開催予定の第 65 回定時株主総会の目的事項に関し、株主提案権を行使する旨の書面を受領しておりますが、本日開催の当社取締役会において、当該議案に反対することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせします。

記

I. 本株主提案の内容

別紙をご参照下さい。

II. 提案株主

- (1) 提案株主名 : ご本人の申出により非開示 (個人株主)
- (2) 保有議決権比率 : 1.011% (「個別株主通知の申出報告書」受領日現在)

III. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

1. 自己株式取得の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

本議案は、個人株主から提出されたもので、証券投資指標である株価純資産倍率 PBR が 1 倍となることを目途として、当社に対し大規模な自社株買いをすることを提案されています。

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しておりますが、他方で、金融機関として、お客様の安心安全のために強固な財務体質を維持していくことも重要施策の一つとしております。当社取締役会は、現在の当社の財務状況と経営成績に鑑みますと、現時点で自己株式取得を施策として講じることは適当でないと考えております。

また、当社は、中長期的な企業価値向上のために必要な諸施策の決定をしていくなかで、まず、収益性の回復及び向上が当面の最重要課題と捉えております。

自己株式の取得については、資本コストや株価を意識した経営の重要性を踏まえ、今後の当社の収益状況など経営環境を勘案しながら、剰余金の配当も含めた資本政策の中で検討されるべき事項と考えます。
以上から、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

2. 定款一部変更（自己株式の消却）の件

（1）当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

（2）反対の理由

本議案は、上記議案と同じ個人株主から提出されたものです。

株主様は、議案の提案理由において、自己株式を「会社法第 178 条に基づき消去する施策を採用し、一刻も早く資本コストの改善に取り組むべき」とされ、当社の定款に、自己株式の消却を株主総会で決議できる旨の規定を新設することを提案されております。

しかしながら、自己株式の消却は、同じ第 178 条の第 2 項において、取締役会の決議により決定されると定められています。そのため、別途、定款に、株主総会での決議事項とすることを定める必要性はないと考えております。

以上から、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

以 上

【本株主提案の内容】

※提案株主様から提出された書面の記載を原文のまま掲載しております。

1 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法 156 条第 1 項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から 1 年以内に当社普通株式を、株式総数 200 万株、取得価額の総額 10 億円（ただし、会社法により許容される取得価格の総額（会社法第 461 条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社の 2024 年 3 月期における純資産は有価証券報告書によれば約 169 億円であります。当時点で自己資本比率は 74.6%あり、さらに証券業に係る自己資本規制比率も 900%を超えており、同業種の中で比較しても十分な自己資本を有しております。

当社の主な純資産の内容としては、現金・預金、投資有価証券、土地、建物等であります。内訳としては現金・預金は 65 億円、また投資有価証券は 50 億円あり、うち日本取引所グループ 1 社だけで 33 億円となります。さらに、土地に関しては 27 億円とありますが、長期間に渡り貸借対照表上の記載が時価評価ではないため、現在の価値に換算すると財務諸表上の金額より実勢価格は少なくとも数倍になると見込まれます。一方で当社の時価総額は長期間 40 億円程度で推移しております。

つまり、当社の極めて低い PBR は純資産を正確に時価評価すれば、実態はさらに大幅に低い数値となります。

一方で、当社の属する証券業においてはその業務の性質からも金融庁、東証によるコーポレートガバナンス・コードに対する取り組みがより一層求められるはずですが、当社の PBR は同業種における全ての上場企業の中でも最下位の水準で長年推移しており、同業他社が具体的な取り組みを示す一方で当社においては改善の取り組みが全く見られない状況であります。

そこで、コーポレートガバナンス・コードに沿った取り組み、また PBR1 倍を目途とする施策の一つとして大規模な自社株買いを提案致します。

繰り返しとなりますが、当社の実際の自己資本は財務諸表上の数値より極めて大きなものとなっており、資本コストの改善には今後も、より大胆な取り組みが必要となります。

2 定款一部変更（自己株式の消却）の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設し、現行定款第 8 条以降を各 1 条ずつ繰り下げる。

現行定款
(新設)

変更案

第 8 条（自己株式の消却）

本会社は会社法第 309 条第 1 項に定める株主総会の普通決議をもって、自己株式の消却（消却する自己株式の種類及び種類ごとの数の決定を含む。）を行うことができる。

（２）提案の理由

上述の通り、当社は現状極めて高い資本コストで経営を行っており、株主還元の拡充及び資本効率の向上に向けた対策をほぼ提示していない現状において、喫緊に資本コストを下げる必要があります。当社のバランスシートは事業の運営上必要な規模以上に膨張しており、当社の ROE が希薄化され、資本市場において極めて非効率な運営を余儀なくされております。これらの状況は当社が属する証券業においてコーポレートガバナンス・コードへの対応として、本来率先して改善しないといけない状況にも関わらず放置していることで、証券業としての顧客獲得をはじめ市場からの評価、信用において極めて不利な状況となっており、早期の改善が求められます。現に 2025 年 3 月期決算においては上場している証券会社の中で当社のみ赤字が予想されます。

よって、取得した自己株式においては会社法第 178 条に基づき消去する施策を採用し、一刻も早く資本コストの改善に取り組むべきと考えます。

改めまして、当社においては資本コストや株価を意識した経営の具体的な対策方針が示されていない中、上記提案が受け入れられない場合は当社としての対案の提示が出されるべきと考えます。資本市場で証券業を営む当社が東証の定めたコーポレートガバナンス・コードに真摯に向き合わないことは、昨今のコーポレートガバナンス改革の流れと証券市場活性化を真っ向から否定するものになります。

以上